

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月11日

分任支出負担行為担当官
関東財務局東京財務事務所長 安藤 年式

記

1 電子調達システムの利用

本調達は、「政府電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札参加届出書を提出し、紙の入札書により応札することができる。

2 競争入札に付する事項等

- | | |
|--|--|
| (1) 件名 | 令和8年度国有擁壁改修等工事設計業務(渋谷区上原一丁目) |
| (2) 業務場所 | 仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | 自 契約締結日
至 令和9年2月26日(金) |
| (4) 競争参加申込書等の受領期限 | 令和8年5月26日(火) 17時00分 |
| (5) 入札書の受領期間 | 令和8年6月1日(月)
9時00分から17時00分まで |
| (6) 開札の日時及び場所 | 令和8年6月3日(水) 13時00分 から
東京都文京区湯島四丁目6番15号
湯島地方合同庁舎 5階 5A会議室 |
| (7) (4) から (6) については、電子調達システムにおいて障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。 | |

3 競争に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和7・8年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」又は「建設コンサルタント」であつて、「A」又は「B」等級に格付けされ、責任をもって納入することができる者であること。
- 関東財務局管内の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施し

た入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

(5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所等

(1) システム

下記(3)の交付期限までにシステムを利用して取得すること。

(2) 電子メール

電子メールによる入札説明書の交付を希望する場合は、下記のメールアドレスにその旨連絡すること。

【メールアドレス】 5-tou.tokyo@kt.lfb-mof.go.jp

(3) 交付する期間

令和8年5月11日(月)から令和8年5月26日(火)まで

平日9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

(4) 問い合わせ先

東京都文京区湯島四丁目6番15号 湯島地方合同庁舎 3階

関東財務局東京財務事務所 第5統括国有財産管理官

電話 03-5842-7024

5 現地案内

現地案内を希望する者は、令和8年5月27日(水)12時00分までに下記10に記載の問い合わせ先に必ず連絡すること。なお、現地案内を実施する期間は、令和8年5月28日(木)から令和8年5月29日(金)までとする。希望する者が多数となった場合は、別途調整を行う。

6 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。)。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

9 契約書の作成の要否 要

契約締結に当たり契約書を作成するものとし、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行うものとする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式届出書を提出し紙契約方式に代えることができるものとする。

10 その他（本件公告に関する問い合わせ先）

〒113-8553

東京都文京区湯島四丁目6番15号 湯島地方合同庁舎

関東財務局東京財務事務所 第5統括国有財産管理官

電話 03-5842-7024